「『日本暦日原典』による明治改暦に関する通説の再検討」への補足

須賀 隆¹⁾

1. 最初に

市川斎宮(1818-1899)の改暦案「暦法議案」原文の再発見などによる内田正男(1921-2020)の『日本暦日原典』通説² 再検討については、『日本暦学会』第29号の「市川斎宮の改暦案の紹介」³⁾ (本稿では、単に「紹介」と呼ぶ)第5章で予告し、『科学史研究』本年7月号の「『日本暦日原典』による明治改暦に関する通説の再検討」⁴⁾ (本稿では、単に「再検討」と呼び、版の区別を要する場合、未公表の旧版を"論文版"、最終版を"研究ノート版"とする)で大筋を発表した。しかし、「再検討」では執筆の経緯にふれず、また、「研究ノート]カテゴリの分量制限のため、論点も簡略化しての記述となった。そこで、本稿では「再検討」執筆の経緯を説明し、簡略化した論点について補足を加える。最終的には、来年『日本暦学会』に投稿予定の論考(「懸案」と呼ぶ)で、「再検討」で割愛した懸案について議論し、通説とその再検討を総括する予定である〈2025-04-01〉。なお、本稿でも「市川斎宮の改暦案」の明治2(1869)年6月付版³を「暦法議案」、明治5(1872)年11月付版 ⁶を「建白書」と呼ぶ。両者の差分については、逐次、GitHub上の「市川斎宮「暦法議案」「建白書」差分および明治改暦布告」⁷⁾(「差分」と呼ぶ)を参照していただきたい。

2. 執筆の経緯 — 第2の "不備" (置閏例外規定の不記載)という認識が招く誤解の是正

「再検討」注68では、(第2の"不備"により)"明治改暦では「グレゴリオ暦」ではない暦法に改暦した"という誤解の事例として永田久『暦と占いの科学』のみ挙げているが、実は、「再検討」執筆の契機となったのは、伝え聞いた 112019 年の時間学会会長講演であった。この誤解が根強く存在していることに危機感を覚え、「証拠が不十分」でもダメ元で査読のある雑誌に投稿し、誤解であることをなんとか周知しなければならないと考えたのだ。そのための追加調査を開始し、国会図書館のマイクロフィルムに記録されていた「暦法議案」原文を見つけたのである。憲政資料室の司書に「これで論文が一本書ける」と言ったのを覚えている。早速、内田正男氏ご本人に連絡をとり、共著にしないかと提案しようとしたが、姪御さんより「もう共著は無理」とのお断りの返信を受け、単著で「再検討」旧版を執筆し[論文]カテゴリで投稿したのが2019 年秋のことであった。しかし、学会でこの分野を担当していた大橋由紀夫氏ご逝去の時期ともちょうど重なり、また本稿4.2節第2段落の判断もあって「再検討」要旨の第2の"不備"に関わる結論を承認しなかったためか、2年ほどかかって「Appendix部分は不要なので削除して[研究ノート]カテゴリで再投稿すべし」という結論で審査は決着。現実にはAppendix部分は必要なので、その後、Appendixに収録していた部分をGitHub[®]や『日本暦学会』会報®に事前に発表し、それらをリファーすることで分量制限内に収めて[研究ノート]カテゴリで再投稿したのが、今回の「再検討」である®。

本部長に見せると、『わかりにくいから1枚にまとめろ』という指示が出て、指示通り1枚にすると『この情報も要るから補足資料を作るように』と指示が出ます(元々その情報を外せと言ったのもご本人)。 1枚のメイン資料と、補

¹⁾メールアドレス SGB02104@nifty.com。

²⁾ 内田正男『日本暦日原典』雄山閣、初版 1975 年、第四版 1992 年、544 頁。

³⁾ 須賀隆「市川斎宮の改暦案の紹介」『日本暦学会』29号 (2022年)、1-7頁。ghs:blob/master/「市川斎宮の改暦案の紹介」.pdf および〈2023-04-1〉参照。なお、本稿ではhttps://github.com/suchowan/calendar_papers/をghs:と、また https://suchowan.seesaa.net/article/年月article_月.htmlを〈年月-日〉と略記する(厳密には「日」は月内の記事通番)。

⁴⁾ 須賀隆「『日本暦日原典』による明治改暦に関する通説の再検討」『科学史研究』310号(2024年)、182-191頁、〈2024-08-01〉。本稿は本文献を座右に並べて逐次参照して読み進めるべきものであるが、投稿規程による権利関係上、来年7月末までWeb上に本文献を公開できないため、当面は不便をご寛恕願う。なお、本稿では本文献からの引用は"ボールド体"で示した。

^{5) 「}暦法議案(明治二。六、市川斎宮)」『憲政史編纂会収集文書』711 津田真道文書、国立国会図書館請求番号 GB1-44 マイクロフィルム・リール 176、1869 年。「市川斎宮「暦法議案 明治二。六」.pdf」、ghs:tree/master/historical_resources 参照。 6) 内閣記録局編『法規分類大全〔第 2〕』内閣記録局、1891 年、45-50 頁、 https://dl.ndl.go.jp/pid/994174/1/127。

⁷⁾ 須賀隆編「市川斎宮「暦法議案」「建白書」 差分および明治改暦布告. pdf」、2021 年、ghs:tree/master/historical_resources 参照。Appendix のうちオリジナリティの少ない部分のため、[研究ノート]カテゴリで再投稿と決定した時点で GitHub に 公開したが、その後、出版物にするタイミングがなかった。

⁸⁾ 偶然「キャリコネニュース」の"「わかりにくいから 1 枚にまとめろ」 \rightarrow 「補足資料を作れ」の無限ループ!" (https://news. careerconnection. jp/career/general/180170/) という記事を発見し、状況が似ていて驚いた〈2024-06-7〉。

3. 第1の "不備" (吉雄俊蔵の「七千年二一日」という "計算違い"を "そのまま" "援用") とキリスト教禁教

「再検討」2.2 節では、400 年 97 閏の太陽暦の誤差を「四千年ニー日」とする文書は"**塚本明毅自身の「建議書」を直接に否定するかに読める**ため共存できない"とした。単に"否定するため"としなかったのは、「平均回帰年」に対する誤差が「四千年ニー日」であることと、「春分回帰年」に対する誤差が「七千年ニー日」であることは、論理的には共存可能だからである。しかし、塚本明毅(1833-1885)が、もし、「七千年ニー日」を春分のズレの残差(「再検討」注 47、〈2015-05-29〉、https://suchowan. seesaa. net/search?keyword=僅ニー日)と認識していたとしても、同認識を説明するにはグレゴリウス 13世による改暦経緯に言及せねばならない(〈2012-12-1〉も参照)。明治6(1873)年2月のキリスト教禁教高札撤廃前の明治改暦の時点ではこのような説明は記録に残せず、「四千年ニー日」とする文書は"「改暦の詔書」起草の支障とならないよう内容を伏せ"ざるを得なかったであろう。下村育世「明治改暦におけるグレゴリオ暦をめぐる問題」9はキリスト教禁教を第2の"不備"の理由として捉えているが、むしろ、第1の"不備"との関連の方が強かったのかもしれない。

4. 「深層構造」と「表層構造」

「深層構造」と「表層構造」という図式が成立し、幕末〜明治初年にもあてはまるという説明〈2016-04-5〉は、本来は「再検討」の中に直接書かれるべきものであった。しかし、本稿第2章の経緯により、詳しい説明は「紹介」第4章の補論で済ませ、それを「再検討」からリファーするという形式にせざるを得なかった。このため、「再検討」2.3節の当該部分の説明が少し駆け足になってしまったがご容赦願う。結果、本章の記述量が他章に比較して増えることとなった。

4.1「再検討」のロジックの展開経緯

「再検討」2.3 節の第2段落"…**周知が必要という認識はなかったのだ。**"は、「暦法議案」原文発見<u>前</u>の筆者の見解を説明したものである。「暦法議案」発見前には「四歳毎」と対比されるべき「子年辰年申年」は筆者の頭の中にしかなく、2.3 節第3段落以降の議論はしようにもできないので、「深層構造」と「表層構造」という図式は説得力を持って提示できない。よって、第2段落の筆者の見解も"あり得る可能性"のひとつに留まる。これが第2章で言及した「証拠が不十分」の理由である。当事者の資料である「暦法議案」原文に「子年辰年申年」という記述を見つけたときは背筋が「ゾクッ」とした。

しかし、「再検討」論文版の査読者からすれば、なお「証拠が不十分」であった。それを、同論文版の査読者は「"だろう" が多すぎる」という言い方で表現していた(「懸案」収録予定の記述を含んでいたことも一因)。ひとつの仮説として成立しても、他の仮説を棄却するだけの明快さが未だ無いということだ。私の認識では、査読者からみた最大の懸案は、「暦法議案」と「建白書」の内容の比較から強く存在が推定されるとする"市川斎宮側と塚本明毅側の打ち合わせ"(「市川斎宮の改暦案」 内容吟味-「懸案」第3章第2段落等)の具体的な実施日が文献上の記録で確認できないことであったと思われる〈2024-10-1〉。

ところが、今回の「再検討」研究ノート版では、国立公文書館の淺井良亮氏による"③の「別紙」の「不相見」"の指摘を論旨に反映することができた。これによって、③の「別紙」を提出したという文献上の記録がある明治 5(1872)年 11 月 5 日に行われた打ち合わせこそが当該の"市川斎宮側と塚本明毅側の打ち合わせ"であると特定され、塚本明毅らは市川斎宮の案文「子年辰年申年」を知りつつ「四歳毎ニー日」という表現を「改暦の詔書」で選択したと言明できるようになった。結果、「再検討」注 54 で指摘したように"「第2の"不備"の理由は?」という手掛かりの少ない疑問"を、"今回の差分発見によって極めて絞り込んだ""「子年辰年申年」と「四歳毎ニー日」の違いはなにか"という "疑問文に言い換え"られると査読者に納得させることができたのである。そして、「改暦の詔書」では翌明治 6(1873)年が平年であることは別途説明されているので、実質的に「子年辰年申年」と「四歳毎ニー日」の違いは翌々年の平閏が明らかでないことくらいしかない。

このことの御利益は、他の仮説(西暦の使用を避けた/置閏法の 100 年目の例外の扱いが未決定)を明解に棄却できることである。翌々年の平閏が明らかでないことを頒暦の特徴と結びつける議論は未だ若干の飛躍がありえるが、"実は、そのような特徴を持つ文書は他にもある。毎年発行される頒暦である。実際、①のii)は頒暦の改訂版のサンプルで、i)はその改訂理由を説明する前文として読める"というロジックは査読者にも説得力を持ったのだ〈2025-05-12〉。「再検討」注9 について下村育代氏と議論したことに伴い"明治31 (1898) 年勅令第90号⁶³⁾を確認"し"明治三十三年八閏年ナリト思惟スル</sub>者多カルへシ"と書かれていることに気づき、同勅令提案者自身の認識(特に、下線部)を明確にできたことも大きかった。

足資料を渡すとまた『これらを1枚にまとめろ』と言い出し、この無限ループが生じます

今回の場合、「研究ノート]カテゴリで再投稿したものについて、「わかりにくいから Appendix 相当部分も収録して全体構成を大幅に見直して再投稿」と編集委員会殿から指示された時点で、"分量を[論文]サイズから[研究ノート]サイズに削減した上で、今回の指示を実現せよというのであれば、屏風の中の虎を外に出す魔法も同時にご提案いただきたかった"と返信した結果、幸い無限ループではなく一巡半で済んだが、それでも5年弱かかった。受理日がずれて抜刷もなくなった。9)下村育世「明治改暦におけるグレゴリオ暦をめぐる問題」 『国立歴史民俗博物館研究報告』第228集(2021年3月)、501-517頁、514頁。「再検討」文献49。なお、本文献は「再検討」論文版より後の為、当初の筆者の見解(4.1節)では考慮外だった。

4.2「再検討」の新規性担保のため「紹介」で詳述しなかった事項など

「紹介」補論で解説したマルツロフの<u>初学者向け</u>概念整理では、「表層」の統制に関して、"官→民"の方向性に焦点を当てているが、幕末〜明治初年おいては、同補論に"日付を揃えて"と書いたように、抜け駆けを許さない"株仲間"的な"民 ←→民"の統制もあったことも補足しておく。これが「再検討」注64で頒暦商社をステークホルダとした理由である。頒暦業務が伊勢神宮に移管されて、組織として旧東京天文台系と離れ立法部門から遠くなり、頒布に関わるステークホルダが退場したことで、旧制度での"言質"の意味が変質し重要性が薄れたのだ。また、「再検討」で明治24 (1891)年の大津事件に言及したのは、明治憲法下の刑法が(外国人を含む)民への"言質"になっている例としてであった。"言質"を伴わない江戸時代の公事方御定書〈2024-01-6〉と対比される。

「毎年2月に官が民に対して翌年の(表層の)こよみ情報を解禁する」(「再検討」注58)という手続きは、実は、現代でも毎年2月の最初の官報で翌年のこよみを公示するという形で残っている。特に、祝日である春分の日と秋分の日に関しては、「国立天文台〉暦計算室〉トピックス〉秋分の日が動き出す」10によれば、国立天文台は明治8 (1875)年に遡る法律を実質的に継承していることを意識している。四半世紀ほど前に、東京天文台で関連業務に携わっていた故古川麒一郎氏にうかがった11りところ、「もし、天文学的な日付と官報記載の日付に齟齬があった場合、一定期間以内に訂正されなければ官報記載の日付の方が有効になる」という運用だということであった。もちろん、「暦象年表の改訂について」12のような情報をオープンにしているくらいであり、現代の国立天文台が「深層の独占」を意図していないことは明らかだ。このような事情を知っていたので、「再検討」執筆当初から「深層の独占」を主張することは露ほども考えていなかった。また、古代までたどると「毎年2月の官報」は「毎年11月の御暦奏」13に遡れる。「御暦奏」で天皇が翌年の(「表層」の)こよみを承認してはじめて各所に配る写しを作成し得たのである。「深層」から生成した朔閏が必ずしもそのまま「表層」に採用されるとは限らなかった13。「深層の独占」はしても意味がないのだ。明治初年の状況はこうした長い歴史の中に位置づけて俯瞰せねばならない。

5. 「グレゴリオ暦」検証の2つのレイヤ

「再検討」2.3 節の"置閏は筆者がかつて示したように「グレゴリオ暦」によっている"という文言は、「再検討」研究ノート版の査読の最終段階での編集委員会殿のご提案による修正を反映したものであるが、研究史的には誤解を招く危険がある。それは、"示す"ことには、(1)十分条件を"示す"ことと、(2)必要条件を"示す"ことの2つのレイヤがあるからだ。前者は、明治6年~7年に規定された祝祭日等の日付が原則として「グレゴリオ暦」で説明できることを示し、例外は個別の理由を明らかにすること。後者は、そのような説明が「グレゴリオ暦」以外ではできないことを確認することである。これに関して、「再検討」では、(1)が岡田芳朗によって既に行われていたことを注29で明記し、筆者が(2)をどのように検証したか「紹介」をリファーした注31に〈2023-04-1〉も追記することで対策した14。

6. 最後に

「再検討」論文版では、『日本暦日原典』がまるごと1パラグラフほぼ全部誤りとなった原因についても分析したが、「再検討」研究ノート版では分量制限のため割愛した。替えて、「再検討」研究ノート版では、第3章で、あえて内田正男自身が「改暦の詔書」起草者らに対して用いた用語を内田正男自身に対して用いることで、この懸案を暗に示した。下線をほどこした用語群である。もし、これらを内田正男に対して厳しい用語と読者が感じるとすれば、その原因は内田正男自身にある。なお、"2621 年という平山清次に特徴的な値" 15の部分は、もと "2621 年という特徴的な値" であったものを、査読の最終段階で編集委員会殿が "2621 年という「グレゴリオ暦」に特徴的な値"と明確化するよう提案してきたため、「グレゴリオ暦」を平山清次に訂正したものである。ただし、この修正に関しては、平山清次(1874-1943)が第三者の文献をソースを明示せず引用していた可能性の可否を確認していないことを付記しておく。2621 年は計算間違い、2012-08-19〉なので、旧東京天文台の(在籍期間は重ならないものの) 先輩・後輩という近い関係性のある範囲でのみ認識が流通していた可能性が高い。これまでの研究(なのか?)では、研究者が主観的に想定する "あるべき姿"と当事者の文書を対比していたが、「再検討」では、当事者が現実に残した文書中の「最モ精密ニシテ」の追加りや、「改暦の詔書」で"「子年辰年申年」が用いられず「四歳毎二一日」が残"ったこと、さらには「ト思惟スル者多カルへシ」に着目することで、より客観的な結論にたどり着けた。「再検討」で分量制限のため割愛した原因分析は、来年『日本暦学会』投稿予定の論考で総括という位置づけで扱いたい。

¹⁰⁾ http://eco.mtk.nao.ac.jp/koyomi/topics/html/topics2012_2.html 。

¹¹⁾ 口頭のものでソースを提示できないため「再検討」では参照してない。

¹²⁾ http://www.nao.ac.jp/contents/about-naoj/reports/report-naoj/11-34-2.pdf。

¹³⁾ 広瀬秀雄『日本史小百科 暦』近藤出版社、1978年、62-63頁。108-113頁の「暦日の人為変更」例も参照。

¹⁴⁾ ただし、(2)は帰納という行為であるため限界があり、〈2022-04-3〉(「再検討」採録後に〈2023-04-1〉へのリンクを追加した)に明記した通り "厳密には「例外は100年ごと」という絞り込みは前提として必要にな"るという制限がある。

^{15) 「}再検討」注8で参照した「西を向く侍」は安藤隆雄氏にご教示いただいた<2019-12-21>。

^{16)「}改暦の詔書」起草に際して複数の暦法の誤差のレビューが行われたことを端的に示している(「再検討」2.2 節最終段落)。